

7月1日から 災害時等要援護者登録制度 を始めます

町では、災害発生時に自力で避難することが困難な方の命を守るため、避難誘導や安否確認を円滑に行うことができ、支援体制を整備することも、日常において見守りを必要としている方たちを地域で支え合う仕組みづくりを目的とし、「災害時等要援護者登録制度」を7月1日から開始します。

— 要援護者登録制度

とは？

災害が発生した時に支援が必要な方を安全な場所へ避難させたり、日常的に見守りが必要な方を支援するためには、まず、支援が必要な方がどこに何人いるかを事前に把握しておくことが必要です。

この制度では、災害時等に支援が必要な方自らが町へ災害時等要援護者として登録申請をしていただき、登録された情報をもとに、要援護者個人個人の「避難支援計画書」を作成し、台帳として保管します。

また、作成した台帳は、必要に応じて自治会・町内会や民生委員・児童委員、消防団などに開示し、災害発生時における避難支援や日常の見守り活動のために活用します。

— 登録対象者は？

町内に居住し、在宅で生活している方で、災害発生時に自力や家族の支援だけでは避難することができない方や家族の支援が受けられない方、また、日常において見守りが必要としている方で、次のいずれかに該当する方です。

- 75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯の方
- 要介護3以上の認定を受けている方
- 身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている方
- 療育手帳（A判定）の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳（1、2級）の交付を受けている方
- しょうがい者のみで構成される世帯の方
- その他災害時等において地域の人たちの支援が必要な方

— 登録方法は？

①登録申請書の提出が必要
災害時等要援護者への登録には、登録申請書に必要な事項を記入し役場へ提出していただきます。なお、登録申請書には個人情報記載されるとともに、登録後には必要に応じて自治会・町内会や民生委員・児童委員、消防団などに情報を提供することから、申請者本人の同意が必要となります。

また、申請者本人の身体状況などにより申請書の記入が困難な場合には、ご家族等の代理人による申請ができます。

②地域支援者の選定について
地域支援者※は、災害発生時等に要援護者を支援していただけるご近所の方で、原則として要援護者1名につき地域支援者2名とし、申請者本人またはご家族が本人の同意を得て選定していただきます。なお、地域支援者の選定が難しいときは、民生委員・児童委員に相談していただき、それでも見つからないときは、役場へご相談ください。

※地域支援者

地域支援者は、災害発生時等に要援護者の安否確認や避難を支援する役割を担います。なお、地域支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、万一災害発生時に支援ができなかったり、避難時に事故等が発生したりしても責任を負うものではありません。

— 登録の内容は？

- 名簿登録者の氏名、住所、生年月日など
- 同居家族、緊急時の連絡先
- 地域支援者の氏名、住所、電話番号など
- 日常生活・心身の状況、福祉サービスの利用状況、かかりつけ医、避難所での留意点など

— 個人情報の保護

登録していただいた個人情報については、役場内及び関係機関内において適正に管理し、要援護者の避難支援や安否確認以外の目的には使用しません。

